

千労基発 1021 第 3 号
令和 3 年 10 月 21 日

陸上貨物運送関係団体の長 殿

千葉労働局労働基準部長

陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けたより一層の取組について（協力依頼）
～ ロールボックスパレット（カゴ車）等の安全な取扱い等荷役災害対策の推進～

平素より、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、千葉労働局においては、陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）での令和 3 年の労働災害が大幅に増加している状況にあったことから、貴支部のご協賛をいただき、本年 7 月から 12 月までの間、「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」を別添 1 の実施要綱により展開し、陸運業における労働災害を昨年より減少させることを目標に、陸運事業者、荷主、そして千葉労働局の三者が一体となった各種取組を行っているところです。

この度、全国的にも陸運業における労働災害が多く発生している状況にあることから、令和 3 年 9 月 29 日付けで厚生労働副大臣から陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長あてに、陸運業における労働災害防止に向けたより一層の取組に関しての協力要請（以下「副大臣協力要請」という。）が行われたところです。副大臣協力要請を踏まえた具体的な実施事項については、下記のとおりとなりますので、貴支部におかれましては、一般社団法人千葉県トラック協会と連携し、傘下の会員などの関係者に対し、下記を参照、活用いただき、本件情報が行き渡るよう広く周知いただくとともに研修会や安全・衛生管理士による技術的な指導等を通じた労働災害防止に向けたより一層の取組の推進を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 現下の労働災害発生状況と防止対策の必要性の周知について（副大臣協力

要請事項 1)

陸運業における主な特徴は以下のとおりです。別添 2 も活用した会員、関係者への周知により、労働災害発生状況及びその防止対策の必要性が共有されますようお願いいたします。

休業 4 日以上の死傷災害については、令和 2 年には全国で 15,815 件と前年と比べて 2.8% 増加し、平成 29 年と比べると 7.5% の増加となったこと。

なお、千葉労働局管内においては、令和 2 年には 990 件と前年と比べて 14.3% 増加し、平成 29 年と比べると 25.6% の増加となるなど、最近の約 5 年間は増加傾向にあること。

また、特に令和 3 年においては 9 月末現在で 653 件人と、前年同期に比べ、さらに 15.2% 増加しており大変憂慮すべき事態となっていること。

令和 2 年の、全国での死傷年千人率は 8.94 となり、全産業の 2.33 と比べ約 4 倍と極めて高い水準にあること。

陸運業における労働災害の約 7 割が荷役作業時に発生していること。

荷役運搬用のロールボックスパレット(カゴ車)の取扱い中の災害が多発(令和 2 年は全国で約千件発生)しており、この約 8 割が不適切な取扱いが原因であること。

2 重点的に取り組んでいただきたい事項(副大臣協力要請事項 2)

(1) 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく墜落・転落災害防止対策の周知・徹底

従来より、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役ガイドライン」という。)に基づく安全対策の徹底に取り組んでいるところですが、トラックの荷台からの墜落・転落が多く発生していることから、荷台昇降設備・装備の設置を含めた荷台昇降時の墜落・転落災害防止のための安全対策について、より一層の周知・徹底をお願いします。

(2) ロールボックスパレット(カゴ車)等による災害防止の周知・徹底

厚生労働省と独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所等において、ロールボックスパレットの安全対策を推進するため、別添 2 の「改良しましょう ロールボックスパレット 3 つのポイントを提案します!」を作成しました。また、ロールボックスパレットの取扱いによる労働災害を防ぐための留意事項をまとめたチェックリストを別添 3 のとおり作成しています。

つきましては、荷役ガイドラインに加え、これら資料（別添3及び別添4）の貴支部のホームページや会報等への掲載、関係事業場が参集する会合等での配布、会員向けのメールマガジンでの配信等、あらゆる機会を捉え会員事業者はもとより荷役作業に従事するトラックドライバー等に対して周知・活用いただき、より一層のロールボックスパレットの安全対策の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、ロールボックスパレットについては、荷主である小売業等においても使用されていることから、荷主等との協議会等の機会においても安全対策の徹底が図られるよう併せて周知をお願いします。

3 創意工夫による効果的な労働災害防止活動に係る好事例の収集と展開について（副大臣協力要請事項3）

陸運業で実施される労働災害防止活動の好事例について、貴支部での好事例の収集と横展開を図っていただくようお願いいたします。好事例の展開に当たっては、職場の安全を応援する情報発信サイトである「職場のあんぜんサイト」(URL：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)を積極的に活用ください。同サイトでは、労働災害統計、各種教材・ツールなどを取り上げるとともに、事業者の皆様に参加いただき実施する以下の「見える化」等の取組を行っています。

ア 労働災害を無くして、「働く人・企業・家族」が元気になる職場を創るプロジェクトである「安全プロジェクト」(募集期間：随時参加募集中)

(URL：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>)

イ 事業場等で実施されている労働災害防止活動の「見える化」の事例を募集する『「見える」安全活動コンクール』(今年度の募集は終了。令和4年は8月から募集予定。)

(URL：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/index.html>)

別添1 「陸上貨物運送業労働災害防止トリプル作戦」実施要綱

別添2 全国における陸運業の労働災害発生状況及びロールボックスパレットの取扱い作業中の労働災害発生状況

別添3 パンフレット「改良しましょう ロールボックスパレット 3つのポイントを提案します！」

別添4 リーフレット「ロールボックスパレット/テールゲートリフター 使う前の5つの基本チェックリスト」

(参考)

- 1 「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル 安全に作業するための8つのルール」(平成27年9月)
厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzenenseibu/0000098499.pdf>
労働安全衛生研究所
https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2015_02/rbp_a3.pdf
- 2 「テールゲートリフターを安全に使用するために」(平成30年4月)
厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzenenseibu/0000212477.pdf>
労働安全衛生研究所
https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2018_01/tgl_a3_r.pdf
- 3 「改良しましょうロールボックスパレット3つのポイントを提案します!」(令和2年7月)
厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/000805042.pdf>
労働安全衛生研究所
https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2021_02/kairyo_rbp_A3.pdf
- 4 「ロールボックスパレット/テールゲートリフター使う前の5つの基本チェックリスト」(令和3年9月)
厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/000836762.pdf>